

# 大阪市生野区がん検診受診促進協定要綱

## (目的)

第1条 本要綱は、がん検診の普及啓発に積極的に取り組む企業や団体（以下、「企業等」という。）と協定を締結し、区民のがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療に繋げ、区民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

## (対象)

第2条 区内に事業所又は支店等を有し、がん検診の受診啓発活動に関わる活動に意欲を有する企業等とする。

## (要件)

第3条 区は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する企業等と協定を締結するものとする。

- (1) 区民と接する窓口を多数有する企業等
- (2) 業務内容が、がん検診の普及活動に関連性のある企業等
- (3) その他、提案する取組内容が区民のがん検診受診促進に効果があると認められる企業等

## (欠格事項)

第4条 前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は対象から除く。

- (1) 企業等の構成員の中に大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者がいる企業等
- (2) 特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とする企業等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業を営む企業等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める企業等

## (申込み)

第5条 協定を締結しようとする企業等は、大阪市生野区がん検診受診促進協定申込書（以下、「申込書」という。様式1）を区長あて提出する。

## (協定の締結)

第6条 区長は、申込書の提出があった場合は内容を審査し、適当であると認めるときは、大阪市生野区がん検診受診促進協定書（様式2）を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間の満了する1ヶ月前までに、区長又は企業等から終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(連携事項)

第7条 区と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次の各号のうち一つ以上の取組み（以下「取組み」という。）を行うことにより、広く区民に対して、がん検診の受診啓発活動を行うものとする。

- (1) 顧客窓口等におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (2) がん検診の受診啓発イベントの実施
- (3) 従業員やその家族、会員等に対するがん検診の受診勧奨
- (4) その他がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み

2 協定企業等は、前項に掲げる事項の当該年度の取組みについて、大阪市生野区がん検診受診促進協定報告書（様式3）により、翌年度の4月末日までに区長に報告するものとする。

(区の支援)

第8条 区は協定企業等の求めに応じ、取組みに必要ながん検診に関する情報提供などの協力を行うほか、前条第2項の規定による取組み等について、区ホームページ等に掲載する。

2 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に「大阪市生野区がん検診受診促進協定締結企業等」である旨の表示をすることができる。ただし、商品の販売、サービスの提供その他の個別の営業活動にあたり、「大阪市生野区がん検診受診促進協定締結企業等」であることを利用してはならない。

(協定の変更又は解除)

第9条 区長及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を変更又は解除することができる。

2 区長及び協定企業等は、相手方が法令、本要綱又は本要綱に基づき締結した協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。